

■ 税理士による無料税務相談の開設 ■

※原則、収支内訳書等の作成相談となります。

開設場所	開設期間	時間
美濃加茂市文化会館 (市・県民税の申告会場と同じです)	平成31年2月18日(月)～2月28日(木) (土・日曜日を除く)	午前 9:30 ～ 12:00 午後 13:00 ～ 16:00
相談できる対象の人	①前年分の所得金額が300万円以下の人で、消費税の課税事業者である場合は平成28年分の課税売上高が3,000万円以下の人 ②給与所得・年金受給者の人(ただし、譲渡・山林所得がある方、贈与税の申告をする人は除く)	